

建設常任委員会 会議録			
日 時	平成２１年　３月１３日（金）	開　　　議	午後　１時００分
		散　　　会	午後　４時０９分
場　所	第３委員会室		
議　題	付　託　案　件		
出席委員	齊藤（陽）委員長、山田副委員長、 秋元、成田（祐）、山口、久末　各委員 （古沢委員　欠席）		
説　明　員	建設部長、水道局長　ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書　記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「駅前第 3 ビル再開発事業の進ちょく状況等について」

○ (建設) まちづくり推進室主幹

小樽駅前第 3 ビル周辺地区市街地再開発事業の進ちょく状況等について報告させていただきます。

初めに、再開発事業の進ちょく状況についてであります。現在、商業施設棟、マンション棟及びホテル棟のすべてにおいて、設備、内装などの仕上げ工事を鋭意進めているところであり、現時点での出来高といたしましては 89.5 パーセントで、工事は順調に進んでいるとのことであります。

また、昨年 11 月に、ホテル棟などの保留床の取得予定者でありましたディベロッパーの撤退に伴う新たな保留床取得者についてであります。その後、再開発組合では、保留床の最終処分責任者である大成建設株式会社を中心に、新たな保留床取得者の確保などに向けて取り組んできました。その結果、大成建設株式会社では、本年 2 月末に、保留床取得を目的とする特定目的会社を設立いたしました。この特定目的会社では、国土交通省を主務官庁とする公益法人である社団法人全国市街地再開発協会からの出資と大成建設株式会社からの出資を受け、保留床を取得することとしました。これを受け、3 月初めに、この特定目的会社と再開発組合との間で、保留床であるホテル等の売買契約を締結いたしました。このことにより、再開発組合からは、当該再開発事業のすべての保留床取得者が確定したこととなり、4 月初めには 1 階と地下の店舗がオープン予定であり、ホテル棟は 5 月末に、マンション棟は 6 月末に引渡しを受け、その後、オープンや入居開始に向けた準備を進めていると聞いております。

○ 委員長

「景観条例等の施行について」

○ (建設) まちづくり推進室主幹

景観条例及び景観計画の施行について報告させていただきます。

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の改正及び小樽市景観計画の策定につきましては、これまでパブリックコメント等の募集など所定の手続を行ってまいりましたが、これらの手続をすべて終えました。

このことから、景観条例につきましては、昨年の第 4 回定例会で議決をいただいたことから 12 月 26 日に告示をし、景観計画につきましては、本年 2 月 2 日に告示をしました。

その後、これまで報告させていただきましたとおり、両者とも一定の周知期間を置いて、新年度 4 月 1 日から施行してまいりたいと考えております。

○ 委員長

「小樽市耐震改修促進計画について」

○ (建設) 建築指導課長

小樽市耐震改修促進計画について報告いたします。

昨年の第 4 回定例会の建設常任委員会におきまして説明いたしました小樽市耐震改修促進計画の素案につきまして、本年 1 月 8 日から 2 月 6 日までの 30 日間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見を募集いたしました。寄せられた意見はございませんでした。

このため、計画素案の見直し、修正等を行わず、3 月中に小樽市耐震改修促進計画として、北海道を通じて国へ送付したいと考えております。

今後は、関係機関や庁内関係部署との連携を図りながら、計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市中高層建築物の建築に関する指導要綱の一部改正について」

○（建設）建築指導課長

小樽市中高層建築物の建築に関する指導要綱の一部改正について説明いたします。

小樽市では、平成 4 年 4 月 1 日より、高さが 10 メートルを超える中高層建築物に係る建築計画の事前公開及び紛争の調整について定めた小樽市中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づき、建築主と近隣住民との間で生ずる紛争の防止に努めております。

本要綱では、商業地域及び工業専用地域以外の用途地域に建築する高さ 10 メートルを超える建築物が対象となっております。商業地域につきましては、主として商業、その他の業務の利便性を増進するために定められた地域でありまして、容積率も高く設定されており、建築物の高層化が図られている地域であるという理由から、除外されております。

一方、小樽市景観計画により指定される小樽歴史景観区域は、古くからまち並みが形成されており、歴史的に価値のある建築物があり、これらは所有者等により維持・保全が図られております。また、小樽歴史景観区域は比較的低層な建築物が多く、近年の高層マンションの建設により、住民たちの建築物の高さに対する意識が高まってきていることから、中高層建築物が建築された場合に、近隣住民との間に日照等、建築物による居住環境の変化を原因とする紛争が発生する可能性が高くなってきているものと考えられます。

したがって、これらの紛争を未然に防止するために、小樽市景観計画の策定に伴う小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の改正に合わせまして、本年 4 月 1 日から、商業地域のうち小樽駅前中央通地区を除く小樽歴史景観区域に建築する建築物を適用対象建築物に追加したいと考えております。

追加する区域は、事前に配布しております資料に斜線で表示している部分でございます。

なお、この改正素案につきまして、2 月 2 日から 3 月 3 日までの 30 日間、パブリックコメントを実施いたしましたが、市民から寄せられた意見はございませんでした。

○委員長

「平成 21 年度臨時市道整備事業について」

○（建設）建設事業課長

平成 21 年度臨時市道整備事業の概要につきまして説明いたします。

お手元に配布しました整備事業の内訳でございますが、老朽化が著しい路線、排水施設の未整備区間、小中学校周辺の通学路などについて、整備の緊急性、事業の効果などを総合的に判断して、延べ 33 路線を選定したものであります。

予算につきましては、平成 20 年度は 3 億円でしたが、平成 21 年度は景気対策といたしまして 1 億円を増額した 4 億円を計上しております。そのうち 10 路線、工事数については 8 本、合計 1 億 4,000 万円はゼロ市債分として 3 月中に発注する予定であります。今日段階で 5 本が発注され、3 月 18 日に残りの工事が発注されます。

また、通常分の 23 路線、工事数では 21 本、合計 2 億 6,000 万円につきましては、早期発注を目標としまして、測量や他の工事との調整が必要なもの以外は、6 月中までに 15 本の発注を予定しております。その後、7 月中に北海道との調整が必要な工事 1 本以外については、すべて工事の発注を予定しております。

なお、計画路線につきましては、今後の詳細な調査等により、延長や内容等が変更となる可能性もあり、弾力的な執行を行ってまいりたいと考えております。

○委員長

「平成 21 年第 1 回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

○（水道）総務課長

石狩西部広域水道企業団議会の開催内容について報告いたします。

さきに配布しております資料をごらんください。

本年 2 月 10 日に平成 21 年第 1 回石狩西部広域水道企業団議会定例会が開催されました。議案といたしましては、議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、そして平成 21 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算の 2 件でありました。

初めに、資料 1 の議会議員及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、昨年 9 月 1 日に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例についても、議員に支給される報酬の名称を議員報酬と改正するものであります。

次に、資料 2 の平成 21 年度予算についてであります。初めに業務の予定量といたしましては、水道水源開発施設整備事業については、当別ダム建設費の負担を引き続き行い、水道広域化施設整備事業については、浄水場管理本館新築工事及び第 1 期浄水処理施設新設工事を行うとともに、導・送水管の布設 1,876 メートルを行うほか、当別送水施設新設工事や浄水場実施設計、分水施設実施設計などを予定しております。

次に、平成 21 年度予算の状況についてであります。企業債や出資金などの資本的収入額は 68 億 792 万 7,000 円、建設改良費などの資本的支出額は 66 億 4,448 万 4,000 円となっております。

以上の議案について、原案どおり可決、同意がなされたところであります。

○委員長

次に、今定例会に付託された案件について、順次説明願います。

「議案第 31 号について」

○（建設）まちづくり推進課長

議案第 31 号小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

改正の内容といたしましては、現行の条例では寄附の対象事業として、旧国鉄手宮線の保全及び活用事業をはじめとして五つの事業を定め、寄附を募っておりますが、貴重な歴史的建造物である公会堂の能楽堂の老朽化が進んでいることから、この能楽堂の保全及び整備事業を寄附対象事業に追加するものであります。

なお、施行日につきましては、本年 4 月 1 日を予定してございます。

御審議のほどよろしく願います。

○委員長

「議案第 44 号について」

○（建設）用地管理課長

議案第 44 号市道オタモイひろば通線の路線変更について説明いたします。

路線名市道オタモイひろば通線であります。市営住宅の建替えに伴いまして、市道認定箇所の一部用地部分の確保が困難になることから、路線の終点変更及び延長の変更を行うものであります。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

自民党。

○山田委員

議案第 44 号について

それでは早速、今回付託された案件についてお聞きしてまいります。

まず、議案第 44 号市道路線の変更についてであります。

この路線は、市営オタモイ D 団地に続く市道オタモイひろば通線ということで認識をしております。その点について、何点か伺ってまいります。

まず、この地域道路の成り立ちと現在までどのような道路変更があったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）用地管理課長

この市道オタモイひろば通線でありますけれども、昭和 40 年から 41 年にかけて完成しました団地の住民の利便のために造成されました団地内通路ということでございます。その後、昭和 51 年に市道認定をしまして、現在に至っております。

○山田委員

私が認識している押さえとしては、やはり地域住民の生活道路として承知をしております。本来、ごみ回収車、し尿処理運搬車、また生活のための灯油の配達など、数多くの大型車が往来していると思っております。今回、この接続道路がなくなる部分では、わき道の枝線が狭く、大型車両は 1 台通るのがやっとであり、皆さんが往来する部分では、車 1 台と歩行者がいれば、車がとまって歩行者を通さなければならないような狭い道路だと認識しております。まず、この地域に通ずる新しい生活道路として、枝線の整備について伺います。

また、この地域は高齢者が多く、住民にとっては不便になるのではないかと思いますので、この点について意向調査なども行ったのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建設事業課長

今、委員がおっしゃった道路は、市道オタモイひろば通線と市道オタモイひばりヶ丘通線をつなぐ道路かと思いますが、この道路につきましては、市道オタモイ海岸横通線と申しまして、認定幅員が 6 メートルですが、現状が 3.6 メートルの道路です。結局、用地上の問題がございまして、なかなか難しい問題がございしますが、今後の利用状況も踏まえながら対応を考えていきたいと思っております。

○（建設）建築指導課長

高齢者が多く、住民にとりまして不便になるのではないかとということで、地域の意向等はどうかという御質問に答弁申し上げます。

この市道オタモイひろば通線は、市営オタモイ住宅の 3 号棟、4 号棟の建設地になるものですから、この路線変更で影響を受ける方はこの道路より、山の上側に住まれているのですけれども、市営オタモイ E 団地で現在 33 世帯が入っております。それと民間の戸建ては 2 軒で、合計 35 世帯。市営住宅のほうは 3 号棟、4 号棟の完成に当たりまして市営オタモイ E 団地の方が入居されますので、住み替えの意向調査説明会の中で、事業が始まるということとは説明してございます。詳しい道路形態までは説明してございません。

それと、地域への説明ですけれども、今行っているところで、現在ごみステーション等の関係があるものですから、今まで、工事が始まるあたりに地域のごみステーションがあったものですから、生活環境部を通じまして地域に位置が変わるということで、道路の形態の変更を説明したのと、あと町会長には変わる形を説明していきまして、奥の 2 軒は、今、継続中ですが、引き続き面談して説明するというところで進めてございます。

○山田委員

この整備の部分で、この地域は幹線道路から住宅に対して急なこう配もあって、地域住民としては大きく回する部分では難儀をするといえますか、やはり高齢者側から見れば、ある程度安全で通れるような生活道路が欲しいと思うのです。その点で、将来的に真っすぐバス路線に向かう道がなくなると、大体どれぐらい回しなけければならないのか、その点について見識があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）用地管理課長

市道オタモイひろば通線と市道オタモイひばりヶ丘通線とは縦に関しては大体同じようなものなのですが

も、横のバス路線に対して並行な部分、市道オタモイ通線と上の市道オタモイ海岸横通線の部分で、大体両側とも 50 メートルくらいですから、100 メートルくらいは遠回りになるのではないかと考えております。

○山田委員

いずれにせよ、この地域にとっては、夏はそういう形でもいいのですが、来年度の除雪体制についても本当に心配な点だと思うのです。もし今年の夏、秋にそういう話合いがされるのかどうか、その点についてもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

現在、市道オタモイひろば通線と市道オタモイひばりヶ丘通線の部分の除雪ランクは第 2 種 - 3 になっておりまして、市営オタモイ住宅用地の造成後においても、現時点では同じランクで除雪を行いたいと考えております。

○山田委員

そういう形で従来ある除雪体制も維持しながら、住民の生活道路の確保に努めていただきたいと思います。

中高層建築物に関する指導要綱の一部改正について

今回、中高層建築物に関する指導要綱の一部が改正されるということですが、まず、要綱にある 10 メートルというと、私の認識では相当高い建物かというようなことを考えていますが、大体何階建てになるのか、まず教えてくださいたいと思います。

○（建設）建築指導課長

高さ 10 メートルといいますと、それぞれ階の階高にもよるのですが、おおむね 3 階建てから 4 階建て程度の建物というふうになってございます。

○山田委員

そういうことであれば、私が認識していたものとやはり階数的にはちょっと大きく隔たりがあるのかなと思います。私は、10 メートルというと、1 階当たり 2 メートル間隔でいくと 5 階建てぐらいかというふうに思っております。二、三階建てで 10 メートルというと、ある程度これからもどんどん建築物がまた申請されると思いますが、今回、その指導要綱の一部改正ということで、どのような点について住民に周知、また指導されるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築指導課長

今回の指導要綱の改正につきましては、あくまでも対象区域を拡大したということでございまして、今まで商業地域がまるっきり対象外だった部分で、先ほど申し上げました小樽歴史景観区域の部分について区域を拡大したということでございます。

それから、指導内容につきましては、建築確認申請の提出 30 日前までに、建設予定地内に建築計画の概要を示した標識を設置していただくということになっております。それによって、周辺住民に対する計画概要の周知が図られるということで、その後、確認申請の 25 日前までに建築指導課に届出を出していただくという流れになってございます。

近隣の土地所有者の中でそこにお住まいではない方もいらっしゃるものですから、ホームページで、その建築計画の概要についての公開を平成 19 年 4 月からスタートさせているところでございます。

○山田委員

30 日前から建てる建物について標識をつけて周知をなさるということですが、私もよくそういう標識に関しても注意して見るようにはしていますが、この標識はどういうような形のもので、どういうような点について記載するのか、その内容について少し教えていただきたいと思います。

○（建設）建築指導課長

現場の標識についてですが、大きさは縦横 90 センチメートル以上ということで規定をさせていただいております。

す。

計画の概要につきましては、建築物の名称ですとか用途、面積関係、高さ、階数、構造、そういったものを記載していただくことになってございます。それから、工事の予定期間、それと建築主、設計者、工事管理者、工事施工者、それぞれについて住所、氏名を記載していただいて、何か問い合わせがある場合の連絡先を一番下に表示していただくということになっております。

○山田委員

よく私もそういう点で標識を見ますが、90 センチメートル掛ける 90 センチメートルというのは一回り、二回りぐらい大きいでしょうかね。それで、よく見ると、今言われたような、連絡先がなかなか電話番号まで書いていないという部分があります。この要綱には紛争の予防とありますが、過去どのようなものがあったのか、また、注意する点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築指導課長

今、委員から、連絡先が記載されていないものが見受けられるということでございましたが、基本的には届出されているものにつきましては、我々がすべて確認しておりまして、この標識についてはたぶん連絡先はすべて記載されているというふうに我々は理解しております。

紛争につきましてですが、これまでこの中高層建築物について、近隣との日照等、例えば日陰だとかそういったもので相談等はあった物件はございますが、紛争委員会まで行ったものというのは、今までございません。

○山田委員

そういうことを聞いて一安心いたしました。なるべくそういうような事前の周知をされて、住民の不安を取り除いていただければと思います。頑張ってくださいと思います。

水道管の耐震化について

水道管の耐震化について何点が聞いてまいります。

今、住宅のほうでも耐震化計画とかいろいろありますが、まず水道管の耐震化は、どのような管を使って、何キロメートルあって、通常の水道管と比べて、費用は何割ぐらい高くなるのか、お答え願いたいと思います。

○（水道）管路維持課長

耐震管の種類と布設延長、また、その費用についてということであります。

管につきましては、通常管はタイトンとかメカニカルというソケット型の継ぎ手のパイプを使っております。耐震管につきましては、その継ぎ手部分がくさび形といいますか、一度入れたら抜けない、そういうような形のものを使っておりまして、伸縮性もあるものになっております。

布設延長であります。平成 9 年度に耐震管の整備計画を立てまして、当初の計画では、耐震化する延長につきましては 57 キロメートルでありまして、19 年度末では 22 キロメートルほど布設整備が終わっているという状況でございます。

また、費用についてでありますけれども、口径等によりまして一概に単価というのは出てこないのではありますが、一部の例でいきますと、口径 100 ミリメートルのパイプは、通常管だと材料が 1 万 5,700 円ぐらいするものが、耐震管になりますと 2 万 5,000 円程度、6 割ぐらいアップしている状況でございます。これまでは 50 パーセントぐらいでしたけれども、ちょっと材料費が上がっているのです。ただ、工事費全体といたしましては、いろいろなものを入れまして 4 割ぐらい割高になるような形になります。

○山田委員

耐震化する部分では 4 割から 6 割高くなるということで、本市は地震とかに対しては、ある程度影響がないのではないかという部分では、ここまでやらなければならないのかという気持ちもあります。

それで、その中で耐震化するとき、例えばその本管、枝管等ありますが、どのようなところにされるのか。

私がおもうには、耐震化というと、本管も枝管も全部されるのではないかとおもうのですが、どのようなところに施工されるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（水道）管路維持課長

耐震化の考え方でありまして、地震によって被災した場合、大変大きな影響を与えるという点では飲料水の確保、また医療用水、消火用水、そういう意味で水道施設の耐震化というのは必要なことでありまして、配水管の部分につきましては、そういう中で管路として水運用上、使用度の高い路線、また防災計画の中にもありますように避難場所又は基幹病院、そういうところの水を確保するために、病院の近く、そういうところに選定して耐震管を布設している状況でございます。

○山田委員

それでは、もうちょっとその点について深くお聞きいたしますが、現在、その耐震化された部分で、避難所だとか病院だとかとありますが、大体どれぐらいもう耐震化されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（水道）管路維持課長

距離でいきますと、先ほど言いましたように 22 キロメートルぐらいということで、例えば市立小樽病院の近く、そういうところは耐震化するという形で今進めておりまして、実際に入れているところでございます。

○山田委員

ちょっと質問が悪かったのですが、学校、病院関係、そういった避難所若しくは病院関係は数多くありますが、何か所ぐらいあるのか、もし押さえていたらお聞かせ願いたいと思います。

○（水道）管路維持課長

うちのほうで押さえている当初の計画でいきますと、病院は 5 か所ほど、それと避難所につきましては 20 か所ほど当初の計画で進めているところでございます。そのうち何か所が耐震化されているかというのは、ちょっと調べてみないとわからないのですけれども。

○山田委員

わかりました。また後ほどわかる範囲で教えていただければと思います。

また、この水道管に関していえば、今回、通常の 50 年スパンでまた一から布設替えされる部分もあると思います。この耐震化は、平成 9 年度からされていて、今回 21 年度から見直しされると思いますが、前回の平成 9 年度に計画した 57 キロメートルのうち 22 キロメートルがもう終わっているということですが、また 21 年度からこの見直しされる部分では、何キロメートルぐらい想定されているのか、またどれだけの予算なのか、もし押さえているのでしたらお聞かせ願いたいと思います。

○（水道）管路維持課長

当初、平成 9 年度につくったもので、今、11 年ぐらい経過している時点では、21 年度中に新しい小樽市の防災計画と整合性をとりながらつくっていきたいというふうに考えていますけれども、延長、金額とかというのはまだ具体的に出しておりません。

○山田委員

わかりました。またそういうものができたら、教えていただきたいと思います。

上下水道事業における企業債の借換えについて

次に、企業債の借換えということで、もし水道局のほうで高利のものから軽減するため、低利のものへと企業債の借換えを予定しているものがあれば教えていただきたいと思います。

○（水道）総務課長

上下水道事業における企業債の借換えについてであります。平成 19 年度から 21 年度まで、3 か年の間に借換えを行うということで進めております。21 年度は最終年度で、水道事業につきましては、本数で 7 本、金額では 15

億 990 万円、下水道事業については、4 件の 24 億 6,520 万円、合計では 11 本の 39 億 7,510 万円という金額を借りかえる予定であります。

○山田委員

もしよければ、それで大体どれくらい軽減されるのか、押さえていれば教えていただけますか。

○（水道）総務課長

借換えの効果の関係でございますけれども、その時点時点の金利によって効果も変動します。19 年度の議会のときにお示ししたときの効果額で説明させていただきます。実際に効果額を計上いたしました。水道事業につきましては、借換えによりまして利息が減り、そのことによって一般会計からの繰入金も減りますので、純効果額ということで説明いたします。水道については 11 億 8,230 万 4,000 円、下水道につきましては 7 億 7,020 万 6,000 円と見込んでおります。

○山田委員

もう一点、お聞きしますが、その借入期間はどのようなのでしょうか。まず、短くなると思うのですが。

○（水道）総務課長

借換の借入期間については、通常ですと借換えする時点の残期間をそのまま借り換えることになります。また、利息の軽減をさらに図るという意味で、例えば 5 年間は固定にします。6 年目以降は利率を見直しするということで、水道事業、下水道事業にのっとって効果があるということを勘案しながら、その借換の年数等を決めながら進めております。

○山田委員

長くなれば持ち出しは少なくなるだろうし、短くすれば支払の部分も短くなると思うのですが、どちらの効果が大きいのか、教えてください。

○（水道）総務課長

借換の残期間を通常そのまま借換えするのと、あるいは 7 年のものを 5 年に短くしたりする場合の関係ですけれども、やはり短くしたほうが利息の効果はあります。そういったときには、会計全体の収支の中で、短い期間の中で支払をしなければならないという負担の面もありますので、その辺も勘案しながら計上しているということです。

○山田委員

ぜひそういった形での経費の節減、また効率のよい布設の仕方でやっていただきたいと思います。

水洗トイレ貸付制度について

水洗トイレの関係でちょっとお伺いいたします。水洗トイレ貸付制度の利用状況について、直近 5 年の件数、また、その金額について教えていただきたいと思います。

○（水道）サービス課長

水洗化の貸付戸数及び金額について、過去 5 年間ということで答弁をいたします。

平成 16 年度、件数が 73 件、貸付金額については 3,384 万 4,000 円、平成 17 年度、48 件で金額が 2,266 万 4,000 円、平成 18 年度、22 件で 1,056 万 2,000 円、平成 19 年度、14 件で 682 万 9,000 円、平成 20 年度については見込みの数字でございますけれども、件数が 16 件の金額が 763 万円となっております。

○山田委員

昨今、やはり水道の利用については、人口減のため減っております。下水道に関しても、なおさら少なくなっているのではないかと考えております。そんなところで今回、16 年度から 20 年度までの貸付件数、金額を教えてくださいましたが、どのような周知の方法をとっているのか、また周知してからどのような効果があったのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（水道）サービス課長

水道局が行っている水洗化の促進というか、啓もう活動、周知ということで答えさせていただきたいと思います。
まず、啓もう活動ということで、何点か水道局でも実施してございます。

1 点目は、毎年水洗化されている地域を選定いたしまして、その中で水洗化されていないお宅を対象としてアンケート調査を実施して、水洗化を促進しているということでございます。

2 点目については、毎年 9 月 10 日が下水道の日ということで、街頭相談等を実施して、PR 活動を実施してございます。

3 点目については、水道局のホームページでも水洗トイレの促進関係、貸付制度などの掲載を行ってございます。

それから、水道局の広報誌である「水おたる」や水道局が発行しているパンフレット類にも掲載をして、啓もう活動を図っているところでございます。

それで、その効果ということでございますけれども、1 点目に申し上げました毎年行っている地区を決めたアンケート調査の結果でございますけれども、この方法については、そのお宅に個別に郵送でのアンケート調査を求めています。回収率にばらつきはございますけれども、平均で 30 パーセント程度でございます。例えば今年度は、平成 20 年度、若竹地区を行ったわけですが、対象促進件数が 118 件に対して、その後に水洗化がなされたのは 3 件ということで、既に非常に高普及率になっているということもございますけれども、老人のひとり暮らしだとか、借家だとか、いろいろとそういう住宅事情もございまして、このような数字になってございます。

○山田委員

この貸付けについては、そういった形でよく周知はされていると思います。私も今回、「水おたる」を見させていただいていますが、実際、借りる側としては、こういう 50 万円の借入資金に対して金利とか、この申込みの手続みたいなものはどのような形になっているのか、教えていただけますか。

○（水道）サービス課長

基本的には、水洗化されるときには、お客様が水道工事の指定工事店のほうに申込みをされると、所定の手続きを工事店がして、それを水道局のほうで審査するという方法で、もちろん書類の中には収入だとか、それから貸付けを行う保証人の記載だとか、そういうものの書類審査を行って、審査にかなうものについては貸付けを行うということで行っております。

○山田委員

50 万円借りたとして、この金利はどれくらいになっているのでしょうか。

○（水道）サービス課長

利息については、処理区域に認定された後 3 年以内に接続した場合は無利子となってございますけれども、3 年経過後は有利子という形でございます。利子については、0.7 パーセントということでございます。

○山田委員

本当に定期預金よりも低いということで、どしどしこういう資金を使っていただいて、平成 20 年度は 16 件ですが、それをもっと、平成 17 年度のように、50 件、60 件ぐらい利用していただければと思っております。それで、今年度の 16 件について、回収率のほうはどういうふうになっているのか、教えていただけますか。

○（水道）サービス課長

回収率については、ちょっと今手持ちの資料がございませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○山田委員

市営住宅での家賃滞納時の対応について

それでは、最後の質問に移ります。

ちょっと経済に関連する、こういう昨今の事案だとは思いますが、借家などで最近、敷金、礼金なしで格安で物

件を貸すというような物件で、いろいろと市民が被害をこうむるというのですか、そういうことがあるそうです。それで、内容的には、皆さんも新聞で御存じだとは思いますが、ゼロゼロ物件というものです。格安でこういうふうに物件を貸すかわりに、家賃を滞納したときには強引に退去を迫ったり、室内の所持品を無断で処分された例もあったと聞きます。

本市ではそのようなことはないと思いますが、市営住宅について、こういうことがないのかどうか、その点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

市営住宅につきましては、公営住宅法に基づきまして低廉な家賃で住宅を提供してございますけれども、家賃滞納時に強引に退去を迫ったりとか、そういう室内の所持品を勝手に始末するなどというようなことは、特になくものと考えてございます。

○山田委員

これは、大阪方面でよくこういうことがあったということですが、この点について、消費者センターや国土交通省などへの相談も結構来ていると聞いております。

今の答弁を聞きまして、本市ではそういう事例がないということで一安心をいたしました。低所得者に対しての市のこういう住宅の供給をますますしていただければと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

橋りょうの耐震化について

私のほうからは、初めに、以前、小樽市の耐震改修促進計画について伺ったときに、緊急輸送道路の件についても若干触れたかと思いますが、情報によりますと、国や道では、平成 17 年度から 19 年度までの 3 か年において、緊急道路の整備を行ってきたということで、その中で橋りょうの耐震補強をされているという状況がございまして、以前質問したときに、緊急輸送道路が小樽市内にも走っているというお答えをいただきましたけれども、小樽市内の緊急輸送道路にかかる国や道所管の橋りょうなどがありましたらお答えいただけますか。

○（建設）建設事業課長

緊急輸送道路につきましては、第 1 次、第 2 次、第 3 次というような区別がございまして、主に国道とか道道が指定されております。小樽市内で言いますと、国道 5 号とか札幌自動車道、それから臨港線、国道 393 号、道道小樽定山溪線などが指定されております。このうち、国道にかかっている橋は 25 橋、道道にかかっている橋が 18 橋、市道にかかっている橋が 1 橋でございます。

○秋元委員

国が 25 橋、道が 18 橋ということですが、これはもう既に耐震改修は行われているのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

調査しました国の 25 橋については、全部耐震化されているということです。

また、道道 18 橋のうち 17 橋は耐震化済みで、今、1 橋、臨港線の勝納跨線橋を工事していますけれども、あれが耐震化工事ということで実施中ということでございます。

○秋元委員

わかりました。

次に、この国や道による橋の耐震改修は、昭和 55 年以前の基準でつくられたものを対象にしているということで、先ほど緊急輸送道路となっている市道にかかる橋が 1 橋あるということでしたけれども、55 年以前につくられた市

の所管の橋は何橋ありますか。

○（建設）建設事業課長

市で所管している橋が現在 135 橋ございます。このうち、今おっしゃったのは、昭和 55 年に道路橋示方書が変わりましたので、54 年以前につくられたというのが 93 橋ございます。55 年以降というものが 42 橋で、計 135 橋ということになっております。

○秋元委員

今、御報告いただいた数なのですけれども、この橋の調査に関してどのように、例えば年何回やっているとか、最近ではいつやったとかというような、そういう何か数字みたいなものがありますか。

○（建設）建設事業課長

橋の点検については、定期点検を実施しております。これは、橋りょうの長寿命化修繕計画というのを、今、策定しようということで、定期点検を実施することになっておりますが、昨年から直営で 27 橋、委託で 4 橋、計 31 橋の点検を実施しております。

○秋元委員

それで、市内にある市所管の橋の中で、昭和 54 年以前につくられたものについて、市で今後どのように改修していくというような改修計画というのはできているのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

今、申しました橋りょうの長寿命化修繕計画を今後作成いたしますが、その中でかけかえが必要なものと、それから大規模な修繕が必要なものと、そういったものがございましたら、耐震化もあわせて検討していきたいと思っております。

○秋元委員

この改修は当然、ある一定の基準があると思うのですけれども、この基準についてもし何かわかりましたら、教えていただけますか。

○（建設）建設事業課長

先ほどの昭和 55 年以降の道路橋示方書というのがございますが、これからまた新しく改定されています。ですから、改修に当たっては、そういう基準等を勘案していきたいと考えます。

○秋元委員

今回、橋りょうの耐震化に関して質問させていただいたのは、今回報告があった平成 21 年度臨時市道整備事業の中で、最後に上張碓橋の改修という工事があったのですけれども、どういう内容なのかというふうに感じた部分がありまして、市全体の橋の状況について伺ったのですけれども、この上張碓橋の改修の理由、状況など、当然古くなったということはあるのでしょうか、この改修の内容について教えていただけますか。

○（建設）建設事業課長

上張碓橋は、昭和 40 年にできた橋で、延長 10 メートル、幅員 3 メートルの小さな橋なのですが、床が鉄になっています。その鉄がさびてしまってたわんでいるという状態で、車が通行できない、そういった状況になっています。今回、その上の鉄の板を交換して、両側の高欄を整備し、通行を確保するということで、抜本的な構造の改修ということではなくて、単に板を新しく交換するという、そういった補修の内容となっております。

○秋元委員

耐震改修促進計画ができていく上で、市内の橋の耐震化という部分でも、非常に力を入れてぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

歴史的建造物の保存について

続きまして、景観計画に関連してなのですけれども、今回、予算特別委員会でも若干触れさせていただいたので

すが、旧板谷邸の付近にマンションの建設が予定されているというような話を伺いまして、実は私も付近の住民の方にお話を伺ったりしました。私もわからない部分もあったので、いろいろと調べてみますと、例えば市のホームページにも、登録歴史的建造物の保全事業について掲載されていて、昭和 58 年から実施されていたというふうに認識しております。ホームページの中では、昭和 61 年度から平成 18 年度までに 144 件、3 億 8,700 万円の助成があったということだったのですけれども、現在の状況と、この助成の内容についてちょっと教えていただきたいのと、もし何か例えば改修をする場合や、補強工事をする場合の上限について、もしわかれば教えていただけますか。

○（建設）まちづくり推進室主幹

助成の内容ということでございますが、現在の制度としましては、市の登録歴史的建造物あるいは指定歴史的建造物の外観の保全を基本的に目標としておりますので、それにかかわる建物の改修工事といえますか、そういった工事にかかる経費に対して上限 600 万円、かつ対象工事の 3 分の 1 ということで助成をする制度となっています。指定か登録かによって、今、上限額が変わっていますが、指定の場合は最大 600 万円ということになっております。

○秋元委員

対象は外観ということで、内装に関しては対象にならないということですね。

今回、予算特別委員会の中でもほかの委員の方から、歴史的建造物を維持するのに非常に苦労されている方がいるという話も聞きました。この度、1992 年に調査された小樽市の歴史的建造物という本をお借りしましてちょっと見させていただいたら、やはりいろいろとすばらしい建造物がたくさんあって、もう既になくなったものもあるというふうに感じておりますけれども、今回の旧板谷邸が景観計画からいいますと範囲の中に入っていて、何を感じたかということ、地域的にはいろいろと区別はされていまして、守られるべき地区の網かけは一応されているのですけれども、小樽市全体を見ますと、この歴史的建造物の本からもそうなのですけれども、非常に点在している部分もありまして、その網かけの部分から外れている部分もかなりあるというふうに感じています。

最近聞いた話によりますと、実はある方が小樽軟石を使った古い石づくりの倉庫を、あまり大きくないものですが、これを買って、札幌に運んで、店を開こうという人がいまして、聞いてみたら全然歴史的建造物でもないような話なのですけれども、そういうものは非常にもったいないなと感じました。小樽で守れるべきものは守りたいというふうに思ったのですけれども、実際網かけの部分でもないですし、そういう部分に関して、現段階では何も縛るものはないわけですが、この辺の網かけ以外の部分に関しては、どのようにお考えですか。

○（建設）まちづくり推進室主幹

今お話がありました市内に点在する歴史的建造物といえますか、そういったたぐいの建物についてどう考えるかということでございますけれども、委員も御存じのように、歴史的建造物なるものは年月もたつて老朽化も激しくて、維持費も相当かかっているということで、個人の財産でもありますので、これを処分するに当たって、市のほうでお願いしてもなかなか簡単に、はい、それでは残しますということにならないというのが現状でございます。

ただ、私どもといたしましては、今の特別景観形成地区以外のところにつきましては、何らかの形で解体なり、撤去なりということになれば、情報として入るような形になっておりますので、あまり小さいのは情報として入らないのですけれども、ある一定程度の規模以上の建物であれば、情報が入るようになっておりますので、これまでもそういった情報が入りましたら、オーナーなりのところと連絡をとって、何とか残してもらおうという形でお願いをしてきているということであります。ただ、どんな建物でもお願いするかというと、なかなかそうもいかないもので、今お話がありましたように、市で調査した 508 棟の歴史的建造物についてはそういった形でお願いをしてきているということでもあります。

また、歴史的建造物については、建物のその価値というのがありますけれども、その地域というか、その場所に建っているからその建物も価値があるのだという、そういう面もありますので、そこに残してもらわなければ

やはり意味がないということにもなりますので、そういった情報が入りましたら、今後もオーナーなり関係者とお会いして、何とかその場所に残してもらうような形で引き続きお願いをしまいたいというふうに考えています。

○秋元委員

例えばですけれども、小樽市の公会堂だと、もともとあった場所から移動していますよね。例えば、そういうような観点で、もちろんばく大なお金はかかるのでしょうけれども、小樽市にある歴史的価値のあるものをほかに移動してしまうような経費も、もしかしたらあるのかもしれないですけれども、今後いろいろな協議の場で、その建物自体の保存といいますか、確かに景観という意味では連続性を持っていたりということは重要だとは思いますが、市内に点在していてほかには見られないような建物もしっかり守っていかなければいけないというふうに思うのです。これに関しましては、しっかり今後もいろいろな話し合う場でぜひ取り上げていただきたいというふうに思います。

例えば、歴史的建造物は壊したりする場合には届出があるということなのですが、指定されていないものに関しましては、これはどうなのでしょう。

○（建設）まちづくり推進室主幹

指定されていない建物は、一般の建物と同じ手続を踏むことになるというふうに考えていますので、例えば現在の建設リサイクル法に基づく届出だとか、そういった解体についての手続が必要となってくるというふうに考えます。

○秋元委員

ちょうどと言ったらあれなのですけれども、商工会議所の移転の話も出てきていまして、非常に残念といいますか、今後の状況にもよりますけれども、あまりにもタイミングがいいというふうに感じた部分もあるのですけれども、しっかり小樽市の遺産を残すために、ぜひ御尽力いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 05 分

再開 午後 2 時 40 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○山口委員

今回、建設常任委員会所管の理事者の中から、職員 3 名が退職をされるということで、思えば私も議員にさせていただいて以来 6 年になるわけですが、この間、この委員会所管の事項に、本当にいろいろ、私の場合はもう約束もなしに勝手に部屋へ入って行って、政策についていろいろお話を伺ったりさせていただいても、気持ちよくというか、たぶん御迷惑だったでしょうけれども、お話をいろいろさせていただいて、本当にお礼申し上げます。

この間、本当にいろいろと社会の事情、特に小樽市内部の、財政の事情が特にそうですけれども、窮屈な財政運営の中で工夫をして政策を打ち出していくということでもあったものですから、そういう中でもいろいろ無理なお願いもしたと思いますけれども、例えば駅前再開発でも、嶋田部長がいろいろ手がけて、いよいよスタートが切れるようになったということと、駅前の中央通歩道橋の撤去についてもいろいろ議論はさせていただきましたけれども、それもようやく実現されたというようなこととか、旧国鉄手宮線についても、私は小樽の産業遺構としては運

河以上のものだと思っていて、それを何とか環境整備をして再生させようということで議論をさせていただいた経緯がございます。そういう中でも、この財政の中でも、市が取得し、今、整備を継続中だということで、そういう意味では次の手を打っていくということは大事なことです。そういうことも含めて問題意識を共有させていただいて、ようやくここまでこぎつけたという思いがあります。

また、倉松課長については、建設課長のときには、歩車共存の対策を、私が議員になった当初、いろいろ相談をさせていただいて、まだ効果は上がっておりませんけれども、そういう考え方に立って、市道の整備については、若干そういう対策が打ち出されるようになったというふうに考えております。街路樹のせん定についてもいろいろ議論させていただいて、モデルケースをしていただいたり、さまざまな、なるべくお金のかからない事業ということで、私もいろいろ知恵を絞ってやっておりますけれども、まだまだ課題がたくさん残っておりまして、本当にそういう意味でさまざまな議論をさせていただき、それを一步一步実現に向けてやらせていただいたということで、まず改めて、最後の議会でございますので感謝を申し上げて、質問に入りたいと思います。

旧板谷邸横のマンション計画について

先ほど、公明党の秋元委員のほうからも質問が出たわけですが、大変市民の皆さんが注視をしていらっしゃいます。水天宮近くの旧板谷邸海宝樓横のマンションの建設計画について、私がかねてから大変興味を持っておりまして、この間、景観条例の範囲拡大という中で、水天宮もその中に入れていただいて、堺町本通地区では高さについても 25 メートルということで制限を設けていただいて、景観計画の中でも位置づけはしていただいているわけですが、それにしても 9 階建てということで、私も正直言って大変驚いております。大体 3 メートルというか、普通 2.7 メートル、9 尺天井といいますので、8 階が限界かと思ったのですが、何か結構天井高も 2.4 メートルぐらいということで、そのくらいであれば 9 階できるわけですから、ちょっとある意味ではあまり高級な物件ではないのではないかという印象を持つのですが、床の厚さがどうなのかわかりませんが、安普請のところは 10 センチメートルぐらいでやっているというふうに聞いていますので、その辺のところは私もわかりませんが、一応、景観計画ではいろいろな制約を持っていますので、これまで所有者との話し合いについていろいろとされたと思いますし、またいろいろな指導もされていると思うのですが、その経過について最初に報告をいただければと思います。

○（建設）まちづくり推進室主幹

旧板谷邸横のマンションの計画についてでございますが、経過といたしましては、今年の 1 月末に事前相談という形で、設計事務所のほうからお話がありました。その後、オーナーも交えて、計画の詳しい内容について、一度お越しいたいて聞いた経過があります。その後、具体的な計画の内容についてお示しいたきましたので、市のほうとしても、その中身についていろいろ議論をいたしました。現在はそういった設計図書の中身に基づいて、オーナーなり設計事務所の方に市の考え方を一定程度お伝えして、その回答を待っているという状況になっております。

○山口委員

当然、図面なども出ていると思いますが、壁の色とか素材とか、マンションの形状とか、そういうものについては一定の指導というか、規制を設けていらっしゃると思いますので、その点について細かく議論されたと思いますが、その後についての報告も一緒をお願いしたいと思います。

○（建設）まちづくり推進室主幹

協議の中身についてでございますが、私ども平面図、立面図、あるいはそのパース的なものもいただいておりますので、まだ確定ではないという前提ながらも、その設計図書に基づいて協議をさせてもらっています。

今、御質問をいただいた内容ですが、お話がありましたように、まず高さが 24.95 メートルということで、25 メートル以内という基準には入っておりますけれども、ああいう場所でございますので、再度、階高だとか、一

部地下に潜らすとか、採算上厳しいかもしれないですけども、1 層を減らすとか、そういった形で何とか高さを低くできないかという部分を、まずお話をさせていただいております。

そのほかに、今回、4 月 1 日から景観計画が施行されますので、今の条例ではなくて新条例の新基準に基づいて、基準に満足するような形でもお願いしたいということで、今回、景観計画で色についてもきっちり基準を決めましたので、今示していただいているピンクの色彩については、若干そこからはみ出ている部分もありましたので、その辺は景観計画の基準に合うようにというお願いもしております。

また、外壁の仕上げ材につきましては、ガラスとタイルとあとコンクリート打ちっ放しという、そういう 3 種類がほとんどを占めております。その中で、マンションの手すりの部分がガラスで構成されていますので、建物全体にガラスが占める割合というのが結構大きくなっているものですから、私どもの基準にもありますように、金属だとかガラスというような光沢のある素材というのは極力使うのを抑えてくれという、そういう基準になっておりますので、その辺についても御配慮いただけないかというあたりをお願いはしているところであります。

○ 山口委員

ある意味では基準をクリアされる、解釈に多少の差はあって、そこまで細かく規制もできにくいというところもあるのかもしれませんが、基本的には水天宮というのは重要眺望地点ということで、前条例でも規定をしていたわけですけども、かつて小樽のいわゆる豪商と言われた方が邸宅を構えて、そういう意味で言うとあの石垣等は、景観上、相当重要なところというか、いわゆる小樽の都市形成の中で非常に重要な部分であったのではないかと思います。そういう中で、近年、最初にライオンズマンションができて以降、若干、あの地域というのは相当荒れてきているという、小樽市全体でそういうことは言えると思いますけれども、特にあの地域というのはそういうところがあるわけです。せっかく旧板谷邸を買い取られて海宝楼という形で料亭をされたり、温泉をされたりして、ある意味ではその地域にふさわしいことをやられたオーナーですから、ちょっとまだ側聞するところではかわからないのですけども、先ほど申し上げたようにほとんど 25 メートルの中で 9 階建てというのは、そういう意味で言うと、あの地域にふさわしい、ある意味では高級感のある建物になるかということ、ちょっと不安があるというか、そういう感じがしたものですから、今のような話を申し上げたわけですけども、ただ、一応 25 メートルということは、ある意味で最大限の高さだということで、その地域によっては、特に眺望を阻害するような部分については、やはり高さはそれ以下に下げただくようにお願いをするしかないと思います。一応この前いただいたこの景観計画の素案では、水天宮周辺地区は水天宮眺望地点から見て、堺町岸壁及び沖の港内水面を極力遮らない高さとするということも決められているわけですし、あとは水天宮からの眺望や周辺の緑とか住宅を意識して、低層建築物とするように努めるというふうに書かれているわけです。そういうことからすると、ちょっとあの地域で 25 メートルぎりぎりいっぱい建てるというのは、もう少し考えていただきたいというふうに私も思っておりまして、周辺住民の方もそういう意識を持っていらっしゃると思いますけれども、今、課長がおっしゃったように同じ意識でお願いをしていると思いますけれども、その辺の感触も含めて粘り強くやっていただけたらと思うのですが、現時点での感触というか、そういうことはちょっと答えるのが難しいと思いますけれども、お答えできる範囲で結構ですので、お話しいただきたいと思います。

○ (建設) まちづくり推進室主幹

今後の見通しということでございますけれども、先ほどの御質問にも答えましたけれども、私どもの投げかけに対して、オーナーの方からも今まさにお答えをいただけるというふうに思っていますので、そのお答えをまだ見ていないので何とも言えませんが、少なくとも今回の議会等あるいは町会の説明会等々の内容などをまたお伝えして、市も議会も含めて、あの場所にこういった形の建物というのは、高さ的にも何とか配慮をしていただきたいという点も多くあるのだということをお伝えしながら、再度お願いをしていきたいというふうに思っておりますので、また近々そういった協議の場があると思いますので、今言ったような中身の中で、オーナーの理解を何とか

求めていきたいというふうに思っております。

○山口委員

粘り強く交渉をしていただくようにくれぐれもお願いをして、これについての質問は終わります。

旧手宮線について

次ですけれども、旧手宮線について毎回話を申し上げたり、質問をさせていただいたりしていますけれども、今回も引き続き、特に旧手宮線の沿線については、雪あかりの路でも毎年思うことですが、雪あかりの路の入り込み数は、私は 11 年間、ずっと現場にいてやっているわけですが、運河の入り込み数と旧手宮線の入り込み数というのは、かつては 10 対 1 ぐらいの比だったのです。今年はカウントで見ますと、大体運河と比較して 4 分の 3 ぐらいの人が来ている。だから、ほとんど変わらない入り込み数になっているのです。それは演出の仕方もあるのでしょうけれども、運河は何度もいらっしゃっているということもあると思いますけれども、旧手宮線のように、まちのど真ん中にあれだけの広大な空き地があるまちは、もうほとんどないのです。ある意味では、ほとんど再開発から取り残された地域と言ってもいいのしょうけれども、いわゆるそれこそ建築年代がわからないような建物もずらっと並んでいて、それが廃屋のように並んでいるという不思議な地域なのですけれども、その魅力があると言ったらおかしいですが、いずれにしても普通で言えば 1 等地に近いような地域だと思いますけれども、そういう中にある意味ではタイムスリップしたような空間があるわけです。そういう懐かしさみたいなことが受けているのではないかと私は思っているわけですが、そういうところの開発の手法というのはいろいろあると思いますけれども、いわゆるこのまちのイメージを最大限象徴するような開発の手法がとられるべきだと私は思っております。そういう意味で旧手宮線のいわゆる取得、整備というのが今議論されておりますけれども、眼目はいわゆる沿線の地区をどういうふうに再生する方向で持っていくかということなわけです。だから、ある意味では旧手宮線の整備というのは、沿線をどうしたいのかということを目玉に置いて、そこの一定の方向性を定めた上で、整備というのがなされる必要があるというふうに私は考えているわけです。

今、ようやく旧手宮線を取得されて以降、懇話会をおつくりになって、議論を始めてから 1 年たつところですね。何回か議論されてきたと思うのですが、その概要について、御報告いただけたところがあれば、ここで御報告を願いたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

旧国鉄手宮線活用懇話会の概要ということでございますけれども、昨年の 2 月に第 1 回目の懇話会を開催いたしました。その際には旧手宮線の現状と、旧手宮線に対して求められる機能とございますが、そのようなことを皆さんとお話しました。2 回目につきましては、6 月に懇話会を開いて、1 回目で実はいろいろな現状についての認識なり、活用のアイデアをいただいたものですから、それを市のほうで合成写真などで作ったイメージ図を皆さんに示して、また再度意見をもらったところです。3 回目につきましては、総合博物館から分庁舎まで委員の皆さんと散策とございますが、歩いて、沿線も含めていろいろと旧手宮線に対する評価をして、4 回目、5 回目で活用の方向性ですとか、今後の取組について、いろいろ議論や意見交換をしてきて、現在、懇話会としての報告書の最終案を取りまとめているところでございます。

沿線の活用につきましては、我々としても、誘導ということは置いておいて、直接手を出すということはなかなかできないという場所でもありますので、具体的に例えば再開発をしてどうこうしようというような意見も委員の皆さんからはなかなかいただけなかったのですけれども、今後、観光協会のほうでもいろいろ民間の方と協力されているというようなお話も我々は伺っていますので、懇話会とは別に、また 21 年度に向けて沿線の活用についても検討していきたいというふうに考えてございます。

○山口委員

旧手宮線については、中心市街地活性化基本計画の中でも重要地点として、観光客が周遊できるような、そ

う位置だということで、それを目玉にして、ある意味では中心商店街への充当というか、そういうことも含めて位置づけをきちんとされたわけですね。そういう中で、行政としてあの地区をどうしたいのかという意味です。ただ議論をしてもしょうがないわけですから。ある意味では、議論の周辺を埋めたというふうに私は考えているわけです。旧手宮線が次の新たな観光戦略の拠点なのだというような位置づけで、この間、私はそういう議論をしましたが、行政もそういうふうな認識に共通で立っていただいているのではないかとこのように感じているわけです。そういう意味で、先ほどから申し上げましたように、旧手宮線沿線の再生というのは、次の小樽の、次のというよりも、将来の小樽のまちの再生のかぎになる重要な地点だと思うわけです。

前にもアイデアとしてちょっと申し上げましたが、文学館、美術館が入っている分庁舎の駐車場と旧手宮線を一体化して広場にしていって、観光客の皆さんというのは日本銀行旧小樽支店まではいらっしゃるわけですから、そこで広場的な機能を付与して、旧手宮線をまずそこを基点にして整備をしていく。旧手宮線については、これは私的なアイデアですと申し上げておりますけれども、今のような暫定整備の手法でなくて、人しか歩けないわけですから。そうでなくて、例えば人力車でも十分にあそこまでは上ってきているわけですから。そうすると、人力車にしても馬車にしても、旧手宮線を利用できるというような整備が必要ではないかということを申し上げたわけです。

そういう意味で、自然素材としては、まくら木を全面に敷き詰めてウッドデッキのようにして、山側は沿線の建物との段差があるわけですから、取付けとしては 45 センチメートルなり上げて、そこを人に歩いていただくような手法がいいのではないかと考えています。そういう作業を単に土木事業として入札で振るということではなくて、市民がそれについて、妙見川で柳並木の再生ということで、遊歩道と言ったら怒られるようですが、それこそ行政の方もボランティアで出てきていただいて整備をしたような事例があるわけですから。だから、こういう窮状というのは、どのまちも同じようなところはありますから、そういう中で小樽市が特にそういう歴史資源を市民が非常に興味を持って大事にしてきてまちづくりをしたまちだという認識が一つにあるわけですから、そういうことから特に旧手宮線については、例えば市民ボランティアだけでなく、雪あかりの路でも韓国や中国からも大勢応募して来ていただいているわけですから、国内でも、海外でも十分に興味を持っていただける場所がありますので、旅行商品などにして、土日のボランティアでもいいです、夏休み中のボランティアでもいいですから、それで整備をしていくようなことも含めて、私はぜひ議論にのせて検討していただきたいと、そういうところを、行政のほうが振っていただきたいと思います。議会ではこういう議論もずっとあるのだということで市民の協力もぜひ得たいというふうな振り方をぜひやっていただきたいし、財源としては、前のときは高速道路交流推進財団の事業として申請をしようということだったのですが、まだ議論が始まっていないのでそれは困るということで、おろしたわけですが、今、寄附条例が始まりまして、その中には旧国鉄手宮線の保全及び活用事業についてもありますが、ちょっと少ないかと思いますが、その他市長が必要と認める事業に使える分が 3,300 万円のうち 1,500 万円ぐらいあるのです。それも加えれば相当な事業ができるわけです。ですから、今後も集まってくるでしょうし、十分な財源になるのではないかなと思います。

例えば、日銀通りから中央通までの整備は、私が言ったような手法でいけば、約 1,500 万円から 2,000 万円ぐらいあればできるわけですから。私はそういうふうな、市民がニュース性のある事業をやって、注目を集めた上で、民間のディベロッパーに興味を持っていただいて、市民が考えるような再生の計画に協力していただくというような手法でないとうまいかなと思うのです。そういう意味で、やはり先べん的にやっていかないといけないと思いますので、そういう意味から、市民参加の土木整備事業というか、そういうものもぜひ検討の中に加えていただいて、お諮りをいただきたいというふうに考えるわけです。

我々議会も市民の代表として議論しているわけですから、懇話会の中での議論にぜひこの議会の議論を反映していただきたいと思いますが、今後の予定についてお聞きする前にこういう話をしましたけれども、どうも今

までの懇話会の議論を受けて、これからもまだ 1 年ぐらいかけて市が活用方策を取りまとめるようですから、そういう中に今の話も含めてぜひ検討していただきたいと思いますけれども、今後の予定も含めて、今の議論を聞いていただいた上で、今後どういうふうな方向で取り組まれるのかをお話しいただきたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

旧手宮線の今後とその整備についてでございますけれども、新年度につきましては、予算としては実は計上をしてございません。

ただし、先ほども話をさせていただきましたけれども、懇話会からの報告書ができ上がってきまして、それをホームページですとか市の窓口とかで広く一般市民の方に公開をして、意見を伺って、それを参考に庁内でもまた関係部局が集まって一つの方向性といいますか、基本的な方向性を取りまとめたというふうに考えてございます。基本的な方向性を取りまとめた後に、また最後は懇話会の皆さんにいろいろ今まで議論をしていただいていますので、懇話会の方の意見を再度伺った中で、平成 21 年度には一定の方向性といいますか、活用方策を取りまとめたというふうに思っておりますので、先ほど委員から御提案のありました市民ですとかボランティアを活用した整備というのは、アピール性ですとか話題性という点では非常にあるというふうに私も思っておりますので、旧手宮線の魅力向上といえましょうか、運河に次ぐ旧手宮線の魅力といいますか、歴史的遺産としての価値が高まると思います。ただ、いずれにいたしましても、先ほど言いましたとおり、21 年度に市民の皆さんからいろいろ意見を伺いたいというふうに考えていますので、その中で委員からの御提案も含めて、再度活用方策の取りまとめをしていきたいというふうに思っております。

○山口委員

平成 21 年度の事業として、小樽ガラスフェアの予算が 50 万円つきましたので、まだ場所については、私は旧手宮線でぜひやってほしいということをお願いしたのですけれども、そういうふうないろいろなイベントとか、周知していただくための宣伝活動も兼ねて旧手宮線に人が集まっていただくような手法をどんどんとっていきながら、やはりどんどん国内外に小樽に旧手宮線ありということで知らせていくということをしながらかやしていけば、私は可能性が非常にあると思っていますので、よろしく願いいたします。

旧手宮線沿線の活用について

もう一点だけ、ちょっとお聞きしたいところもありまして、嶋田部長も退職してしまいますので聞かなければならないと思っていますのですけれども、実は宿題がありまして、交通記念館が廃館になって、青少年科学技術館と博物館が一体になって、今、総合博物館として利用されているわけですが、教育委員会が二、三年をかけてあそこの敷地についての整備は議論をしていくのだということを、議会で 2 年か 3 年前に答弁されたままになっているわけです。あと、旧手宮線の北運河・手宮地区のいわゆる再生構想みたいなものは、ここで議論はされてきたのです。一定の方向も出されているわけです。その中で、特に手宮の機関車庫の敷地については、位置づけもちゃんとされているわけです。連携をして、あそこの地区については議論をすることになっているわけですが、これがとまっているわけです。

私は、旧手宮線のことは当然のことですけれども、北海道鉄道開通のゼロ・マイル地点であるあの機関車庫の敷地の利用については、大変魅力的だし、ある意味では小樽の観光の起爆剤に十分なり得ると思っていますのです。旧手宮線の沿線の再生よりも、寄附条例もできて資金もある程度これから積み上がっていくとすれば、あれをどう生かすかということも含めてきちんとした議論をして方向性を出して、例えば寄附を求めていくようなことをすれば、私は非常に可能性が高いと思っていますのです。私は、皆さんも御承知のように、基本的には列車を直していくだけではだめだと、ただ展示してもだめで、あれは宿泊とかキャンプの施設とか、そういう形で利用していくことはできますと申し上げています。それをどうやるのかという議論に私は行きたいのですけれども、それ以前に、あそこをどう位置づけるのかという議論が進んでいないのです。

そこをぜひ、建設常任委員会だけではないのですけれども、所管である教育委員会は全然やっていないのです。非常に魅力的なところですから、そういう意味で、これは産業港湾部もそうです。観光の次の戦略というところがあるわけですから。それと、建設部とですね。もうそろそろ、あの場所そのものをどういうようにしていくのか、教育委員会とぜひ連携して議論をしていただきたい。単に鉄板、穴があいた車両をふさいだり、ペンキ塗っていただくだけでいいのかということだと思います。だから、どうしたいのかという位置づけを議論して、それから具体的にどうするのだというふうに、可能性は十分あると思っていますので、その議論をぜひ道筋をつけて退職されてほしいと思うのですけれども。部長、どうですか、感想だけでいいですから。

○建設部長

非常に経費等の部分がございますが、旧手宮線の活用というのは、まさに中心地から北運河を結ぶという意味で大変な重要という意識はたぶん同じです。そのときに当然、北運河のエリアというのは、いろいろな意味での宝庫、要するに財産の蓄積している場所です。その地に、さらに総合博物館の土地のその一画があるわけです。その中で、建設部側では、今、旧手宮線又はその沿線も含めた議論の方向性を平成 21 年度にまとめる中で、教育部なり観光を担う産業港湾部との連携は当然必要になってきますので、私自身はタッチできませんけれども、スタッフのほうはそういう意識を持っていますので、この 1 年間で連携をとっていくというのは必要と思っていますので、それはぜひ次期部長にも言い残しておきたいと思っています。

○山口委員

本当はもっと聞きたいのですけれども、終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

○成田（祐）委員

旧板谷邸横のマンション計画について

まずは、資料を配布しました。皆さんにごらんいただいたと思うのですが、委員の皆さんも、理事者の方も。一応、実際、その旧板谷邸のところにマンションが建ったらどのようになるのかというのを、やはりちょっとかかないとわからないと思ったので、このようなイメージ図をつくりました。あらかじめ申し上げますが、これは原則、測量して高さをはかった図ではないので、もしかしたら大きくなってしまっているかもしれないです。でも、やはりここに建つことによって、こういうふうに石づくりの建物と少し何か雰囲気合わないところがあるのではないのかとか、この色にもよると思うのですよね。そういう部分だけでもイメージしてもらえたらと思い、作成しました。

こういう部分について質問をしたいのですが、この旧板谷邸横におけるマンション建設について、この該当地域における外壁の素材や色等の条件は、今までもちょっと出てきていると思うのですが、一度御説明をお願いします。

○（建設）まちづくり推進室主幹

旧板谷邸に隣接するマンションの地区の基準についてでございますが、先ほどもお話ししましたように、4 月 1 日から新基準が適用されますので、そちらのほうで答弁したいというふうに思います。

基本的に高さについては、お話が出ていますように、25 メートル以下とするということになっておりまして、この高さについては、今回の景観計画の中では強制力を持たない部分なので、あくまでもお願いの範ちゅうというふうに考えております。

また、外壁等の仕上がりにつきましては、周辺の歴史的建造物と調和した素材とするように努めるということや金属やガラスなどの光沢性のある素材は、原則大きな面積では使用しないということを規定しております。

また、色彩についても、マンセル値で、色相、明度、彩度という 3 要素の中で、小樽らしい色彩ということをきちんと数値で今回定めております。

○成田（祐）委員

その部分で 2 点お伺いしたいのですが、まず、基調とする色彩基準についてですが、この部分でこのまち並みの写真を見る限り、どう考えても例えばピンクっぽい、当然彩度とかそういうものは下がると思うのですけれども、ピンクだったり黄色系だったり暖色系、そういったような大きい建物がもしあそこにできてしまった場合、色の系統によっては、同じこの基準の中に入っていたとしても非常にちょっと見苦しいものが出てきてしまうのではないかなというのが 1 点と、もう一点が、景観計画にはガラス等に関しては、着色の部分が全く述べられていないのです。今おっしゃったように、一応、外壁の部分には、ガラス等の光沢性のある素材は、大きな面積では使用しないほうが良いというふうに出ていますけれども、自分が一番心配しているのは、今、住宅を建てる方は皆さんプライバシーガラスみたいなものをお使いですね。要は、光沢の強い、反射するような、外から見通せないようなものです。あれをもし使われてしまった場合、そしてこの建物の大きさで、ある程度ガラスの面が大きければ、日が当たったときにぴかぴかと物すごく派手な光をしてしまうのではないかと、堺町通りから見ると、日光が当たってちょうど反射する方向になっていると思うので、そういうガラスの部分というのが気になるのですけれども、今言ったこの 2 点、色とガラスと行政で指導できる範囲というのが、もちろん強制力を持たないのはわかるのですが、どの程度までできるものなのでしょう。

○（建設）まちづくり推進室主幹

基準についてでございますけれども、色彩については、先ほども答弁させていただきましたけれども、きっちりマンセル値の 3 要素で規定しておりますので、御心配されているピンクだとか、もっと極端な赤だとか黄色だとか、そういう色は完全に除外しております。昔よく言われていました小樽アンバーという、そういった色彩を基調としておりますので、その基準から出たものについては、基本的には強い指導、まだ新基準でないので強制力はないのですけれども、強い指導はできるのではないかというふうに思っております。

また、ガラスにつきましては、今回、9 階建ての住戸のベランダにある手すりのちょうど目隠しの部分がほとんどガラスになっておりまして、そこに反射性のガラスを使うという仕様には基本的にはなっておりません。若干色はついていますが、反射性のガラスにはなっておりません。ただ、これは山口委員にも答弁しましたがけれども、私どもとしても、建物の外観の結構な面積を占めていますので、これをよしとしていないものですから、そういった材料の確認と使用できる面積、それについては再度きちんとお願いをしてみたいというふうに思います。

○成田（祐）委員

今回の平成会の私の発言で、たぶん全会派の皆さんが予算特別委員会ないしこういった常任委員会でこの件を取り上げたことになると思うのです。もし、仮にこのでき上がった建物があまりにもその景観を乱すような建物であれば、またこういったものを、せっかくつくったはいいけれども、またさらに見直しなんていう話になりかねないと思うのです。その辺についてはどのようにお考えですか。

○（建設）まちづくり推進室主幹

もしできたときということでございますけれども、基本的に高さを除く色彩だとか、意匠だとか、そういうものについては、これまでの実績も踏まえていけば、ある程度皆さん協議にのって来ていますので、そこでもめるようなことはあまりないのではないかなというふうには基本的には思っています。やはり大きいのは高さなのです。ここをどうするかということでございますけれども、今の景観計画では、高さについては強制力を持たないということですけれども、景観法の中ではこの景観計画をつくって、それを踏まえた上で、景観地区というものを都市計画に定めることができるというふうになっておりますので、高さだとか、あるいは敷地境界からどれくらい下がりなさいとかという、いわゆる財産権、私権にかかわる部分というのは、そういった形で景観地区というもので、所有者あるいはその使用者の方の了解をとりながら進めていくという、そういった手法になると思いますので、今年 4 月 1 日から景観計画を施行しますので、引き続いて景観地区についても、私どものほうでどうしていくべきかという

議論を進めていきたいというふうに思っております。

○成田（祐）委員

この部分の最後に質問したいのですが、またこの同じような案件が今後も出てくる可能性があると思うのです。ここで毎回出てくるたびに一つ一つこうして委員会にかけていってしまうのか、それともそういうふうにやってみると逆に施工主側のほうが何か敬遠してしまって、かえってせっかく建つものも建てるのが面倒くさいからなどということになりかねないと思うのです。今後こういうような物件が数多く出てこないとも限らないので、そういった部分でどのように建設に対する判断とか指導というのをやっていくのでしょうか。ちょっと抽象的で申しわけないのですが、答弁をお願いします。

○（建設）まちづくり推進室主幹

非常に難しい問題かというふうに思っておりまして、委員も御存じのように、新基準の中でも、こうしなさいというのは色彩的にしかなくて、そのほかの形態、意匠については、努めるとか配慮するとかというふうに、非常にあいまいだということで御心配をされているかというふうに思いますけれども、なかなかその形態、意匠については、はっきりした基準を設けるということが逆に大きな問題になるということもありますので、あくまでこの辺は話し合いの中で、一定のいい方向を見つけていってもらうのが原則ではないかというふうに思っております。

ただ、今お話しのように高さだとか、そういう大きな問題になりますと、やはり私どもだけの判断ではなかなかできない部分もありますので、景観条例にあります景観審議会の委員の方たちの意見を聞いたり、あるいはその景観審議会を開催して、審議会としての意見をもらったりして、私どもだけでなくもっと大きな判断をいただきながら、オーナー側と進んでいければというふうに思っております。

○成田（祐）委員

やはり調和という抽象的なもので判断しなければいけないことは、非常に大変だと思うのですが、もちろん議員側が議会で取り上げるのもあると思いますし、あとは行政側がこの辺を一生懸命交渉していただくというのが、強制力のない部分がいっぱいありますけれども、大切ではないかと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

「小樽の水」の販売とPRについて

2 点目に、「小樽の水」の販売とPRについて伺います。ペットボトルの「小樽の水」なのですが、前にも一度伺っているのですが、今年度の販売状況は、以前からと比較してどうなっているか、報告のほうをお願いしてもよろしいですか。

○（水道）総務課長

「小樽の水」の販売状況についてであります。平成 17 年度から試験販売しておりまして、17 年度の販売本数は 1 万 2,803 本です。そして、18 年度から本格販売を行いまして、販売本数は 9 万 5,952 本、そして 19 年度は 13 万 8,000 本ということで、小樽の市民の方、全員 1 本ずつ買っていただいたような、そんな数字になっております。そして、20 年度の見込みといたしましては、15 万本を見込んでおります。

○成田（祐）委員

物すごくいい伸び率で、少しずつ浸透してきているのではないかというふうに感じます。でも、この製造に当たっては、岩内町のほうまで一度水を送っているということで、利益に関してはあまり多くはないというふうに伺っていたのですが、現在もその 1 本当たりの販売の利益というのは変わらないのでしょうか。

○（水道）総務課長

1 本当たりの利益についてであります。現行の 1 回の製造ロットは、6 万本ということで製造しております。この 6 万本を年 2 回から 3 回に分けて 12 万本ぐらい製造する形になります。そういった中の 1 本当たりの原価といたしましては、約 60 円となっております。そして、販売店へ卸す卸価格は、1 本当たり 70 円としておりますので、そういった中では 1 本当たりの販売利益は 10 円ということで見込んでおります。

○成田（祐）委員

この部分に関しては、例えばそのロット数が増えたりすると、その製造原価というのは、これはもうちょっと下がったりするものなのではないでしょうか。

○（水道）総務課長

1 本当たちの原価の関係でございますけれども、従前、一度に 10 万本程度、11 万本ぐらい製造した経緯があります。そのときに、この原価が下がるのではないかとということで、交渉もかなり何度も重ねたのですが、結果的に銭の世界でしか単価が落ちないということで、多くつくってしまいますと賞味期限の関係もありますので、あまり単価が下がるということであれば、分けて製造したほうがより有効ではないかとということで、今の状況になっております。

○成田（祐）委員

たくさんつくったらもう少し安くなるのではないかとちょっと思ったので、そういった事情があるというふうに通ってわかりました。

小樽市で正直言って、商品を製造して販売しているのは、この「小樽の水」ぐらいですね。販売しているものは、たぶんほかに何もありませんね。

何が言いたいかというと、当然、「小樽の水」という、よい品質のものをアピールするほかに、やはり売上げを上げられるものであれば、当然上げたい、若しくは PR したいという思いがありまして、私はスポーツ観戦が趣味なので、よくファイターズの試合とかコンサドーレの試合とか行くのですが、そういうところへ行くと、観客に対する景品として、例えばこの間のコンサドーレの開幕戦だと、札幌市の「さっぽろの水」というのが 12 本ワンセットで景品として、来た観客の方にプレゼントされたりとか、あとはファイターズだったら、回と回の裏の間に何かイベントがあって、そこで踊っていて上手だったらホクレンの牛乳券が当たるとか、いろいろながあると思うのですが、もちろんそれはスポンサーをしているからそういうものを出させてもらえるというのがあると思うのですが、そういう部分でイベントごとに「小樽の水」というのを例えばマラソン大会だったら、終わった後にランナーへの景品であるとか、そういったもので「小樽の水」を提供したりできないかと思っています。逆に今、賞味期限の話もありましたけれども、余った水を上げるというのもちょっと、表現は悪いですが、少なくともそういうふうに通することによって、認識してもらえとともに、あとは小樽市にとっても、ああ、こういうふうに通してくれているのだというイメージアップが図れると思うので、そういった部分の予算というか、あまり大きな金額にはならないと思うのですが、できないでしょうか。

○（水道）総務課長

「小樽の水」を無償提供して PR を高めてはどうかということの御質問ですが、改めて「小樽の水」の販売目的を説明させていただきたいと思います。

一つ目は、水道水のおいしさを再認識してもらうこと。二つ目は、小樽の地場産品との相乗効果を図ること。三つ目が、小樽観光等のイメージアップということで、この 3 点を目的に PR も含めて販売させていただいているのですが、まず無償配布の状況を説明させていただきますと、平成 20 年度 15 万本で、そのうち 2,500 本程度、1.7 パーセントに相当する分を無料配布させていただいています。

確かに札幌市などがマラソン大会などに相当数の無料配布をしておりますと、聞いたところによりますと、札幌市の場合、30 万本ぐらい製造して、そのうち 10 万本、3 割ぐらいを無料配布している状況なのです。

この「小樽の水」の製造費というのは、実は市民の皆様からいただいた水道料金で賄っているということで、水道局としては水道事業に迷惑をかけてはいけないという考え方もありますので、できるだけ水道事業に負担をかけないような形と考えますと、どうしても必要な無料配布についてはきちんとさせていただきたいと思いますが、札幌市のように 3 割ということになりますと、かなりかぶってしまいますので、一定程度の無料配布でおさまらざる

を得ないのではないかというふうに考えております。

○成田（祐）委員

厳しい財政難でほんの少しでもそういう部分をという気持ちもわかるので、例えば市民の皆さんだけが集まるようなところとか、ある意味、市民の皆さんだけに還元できるような場所というので、もしそういうのできるのであれば、少しずつでもしていただければと思います。

あともう一点、当然販売するものであるので、例えば広告等、今、市の給与明細に広告を載せるとか、いろいろな部分に広告スペースを作っていると思うのですが、当然広告スペースにあきが出てしまう場合もあると思うのです。今の小樽市のホームページだと、左側のほうにバナー広告がありますが、先月まで一つあったのがちょっと削れて、三つぐらいあきがあるのですけれども、そういったあいている部分を、当然市は無料で使えると思うので、そういった部分での P R とか、せっかく販売しているものなので、できる部分で広告費をかけずに P R していただきたいと思うのですが、この「小樽の水」もそういったような空き広告を使って P R できないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（水道）総務課長

市のホームページにおけるバナー広告の関係でございますが、現在、小樽市のホームページから水道局単独のホームページに接続できるようにリンクがあります。また、水道局のホームページの中では、当然「小樽の水」も含めてさまざまな情報を公表させていただいています。

バナー広告は 3 か所ぐらいいたしかあいていたと思います。それで、このような広告を載せることで認知度も高くなるということで、有効な一つであるというふうに考えますので、ホームページを管理する部署と協議してまいりたいというふうに考えております。

○成田（祐）委員

この質問の全部を含めた、私の意図なのですけれども、水道局では、まずは安全・安心で、常にライフラインの大事な一つとして、水をつくっていただいているという部分があると思います。もちろん、それに対してもう一回市民の皆さんに認識していただきたいというのと、しかも売れるものを飲んでいるのだという意識を持っていただくことによって、地形上もいろいろポンプ場があったり、大変な部分があって、決して小樽市の水道代は安くはないと思いますけれども、ちょっとほかのまちよりは高いけれども、しっかり売れるようなものを、小樽市はつくっているのだというような部分で市民の皆さんに納得していただくという部分の P R もあると思うので、ぜひこれからもおいしい水をつくっていただいて、P R のほうもお願いできればというふうに思います。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 35 分

再開 午後 4 時 00 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

最後になりましたが、この 3 月末をもって退職される理事者の方が 3 名おられますので、一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

(理事者挨拶)

○委員長

どうもありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。